

10.1.9 廃棄物等

1. 産業廃棄物及び残土

(1) 予測及び評価の結果

① 工事の実施

a. 造成等の施工による一時的な影響

(a) 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、処分量を低減する。
- ・分別収集、再利用が困難な産業廃棄物は、専門の優良産廃処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・地形等を考慮し、可能な限り伐採量及び土地造成面積を低減する。
- ・切土、掘削工事に伴う発生土は、可能な限り埋め戻しし、盛土及び敷き均しに利用する。

(b) 予測

7. 予測地域

対象事業実施区域とした。

イ. 予測対象時期

工事期間中とした。

ウ. 予測手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測した。

エ. 予測結果

対象事業実施区域における工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は表 10.1.9-1 のとおり、コンクリートくず、木くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、アスファルト殻及び伐採木である。

また、造成工事における切土及び盛土の量は表 10.1.9-2 のとおりである。造成工事においては、発生量の低減に努める。

表 10.1.9-1 工事に伴い発生する廃棄物の種類及び量

(単位：t)

産業廃棄物	発生量	有効利用量	処分量	処理方法等
コンクリートくず	281	281	0	中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
木くず （型枠・丁張残材）	2	2	0	・ 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設） →サーマルリサイクル
廃プラスチック類	6	6	0	・ 分別 →中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設） →マテリアルリサイクル
金属くず	27	27	0	業者に売却
紙くず （段ボール）	3	1.5	1.5	分別回収しリサイクル 一般廃棄物として処分
アスファルト殻	50	50	0	中間処理施設（合材プラント）
伐採木	4,288	4,288	0	・ 有価材 →業者に売却 ・ 根株、枝葉 →中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設） →サーマルリサイクル

表 10.1.9-2 工事に伴い発生する土量

工事の種類		計画土量	処理方法
切土、掘削 （合計 314,599m ³ ）	管理用道路	約 107,246m ³	土量収支の均衡に努め、可能な限り対象事業実施区域内で処理するが、対象事業実施区域内で処理できない残土は場外の土捨て場に運搬する計画である。
	ヤード造成	約 173,305m ³	
	床掘（風車基礎）	約 34,048m ³	
利用土工事 （合計 168,141m ³ ）	盛土工（ヤード造成）	約 2,227m ³	
	盛土工（管理用道路）	約 147,674m ³	
	埋戻（風車基礎）	約 18,240m ³	
残土（場内/場外土捨て場） （合計 146,459m ³ ）	土捨て場（場内）	約 59,300m ³	
	土捨て場（場外）	約 87,159m ³	

注：1. 残土量は土量換算係数を考慮した数値である。

2. 四捨五入の関係で、内訳と合計は一致していない。

(c) 評価の結果

7. 環境影響の回避、低減に関する評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・ 産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、処分量を低減する。
- ・ 分別収集、再利用が困難な産業廃棄物は、専門の優良産廃処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・ 地形等を考慮し、可能な限り伐採量及び土地造成面積を低減する。
- ・ 切土、掘削工事に伴う発生土は、可能な限り埋め戻しし、盛土及び敷き均しに利用する。

これらの環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。